

大阪労働局発表  
平成28年10月27日

【照会先】  
労働基準部 監督課  
電 話 06 (6949) 6490

報道関係者各位

# 「過重労働解消キャンペーン」を実施します

～ 無料の電話相談等の取組を行います ～

今年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や「日本再興戦略2016」には、「長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化」が盛り込まれるなど、長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっています。

大阪労働局（局長 芋谷 秀信）では、「過労死等防止啓発月間」の一環として、11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、以下の取組を実施します。

- 1 「過重労働解消相談ダイヤル」（無料電話相談）
- 2 労使の主体的な取組の促進
- 3 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問
- 4 重点監督の実施
- 5 過重労働に関する各種セミナーの開催

## 1 「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します

フリーダイヤル：0120-794-713

（なくしましょう 長い残業）

実施日時：11月6日（日）9:00～17:00

過重労働に係る労働相談について、専用の無料ダイヤルを開設します。  
平日に働かれている方も電話しやすいよう、日曜日に実施し、労働基準監督官が相談に対応します。  
匿名でご相談いただくことも可能です。

**当日の取材をご希望の場合は、事前に  
労働基準部監督課（06-6949-6490）  
まで、ご連絡ください。**



※ 撮影・録音は可能ですが、個人・企業が特定されないよう、ご配慮いただきます。

## 2 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

## 3 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介します。

## 4 重点監督を実施します

### (1) 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
  - ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等
- ※ 必要に応じ夜間の立ち入りを実施します。
- ※ ②については、監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としません。

### (2) 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が時間外・休日労働に関する協定（いわゆる36協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- ② 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導。
- ④ 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導。

### (3) 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

## 5 過重労働に関する各種セミナーを実施します

### ① 過労死等防止対策推進シンポジウム

日時：11月11日（金） 14:00～16:45

場所：コングレコンベンションセンター ルーム1.2.3

定員：250名 参加費：無料

申込先：(FAX) 052-915-1523 (WEB) <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

内容：別添リーフレット参照

### ② 過重労働解消のためのセミナー

日時：11月30日（水） 14:00～16:30

場所：エル・おおさか 606室

定員：100名 参加費：無料

申込先：(FAX) 03-5913-6409 (WEB) <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

内容：別添リーフレット参照

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。



過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

過重労働解消キャンペーンのほか、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

■過労死等防止対策推進シンポジウム

全国42都道府県において計43回開催します。開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

[開催地]

- 北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 茨城県 栃木県 群馬県
- 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県
- 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県
- 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 愛媛県
- 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県

【専用フリーダイヤル】 0120-976-344

【専用ホームページ】 <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



働き過ぎではありませんか？



あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？  
効率の良い仕事をする環境がありますか？  
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。  
この機会に一度、見直してみませんか？

無料

過重労働等に関する相談はこちら  
「過重労働解消相談ダイヤル」

なくしましょう 長い 残業  
0120-794-713

11月6日(日) 9:00～17:00

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン 検索





# 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

平成26年11月に施行された「**過労死等防止対策推進法**」において、11月は「**過労死等防止啓発月間**」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。

知っていますか？

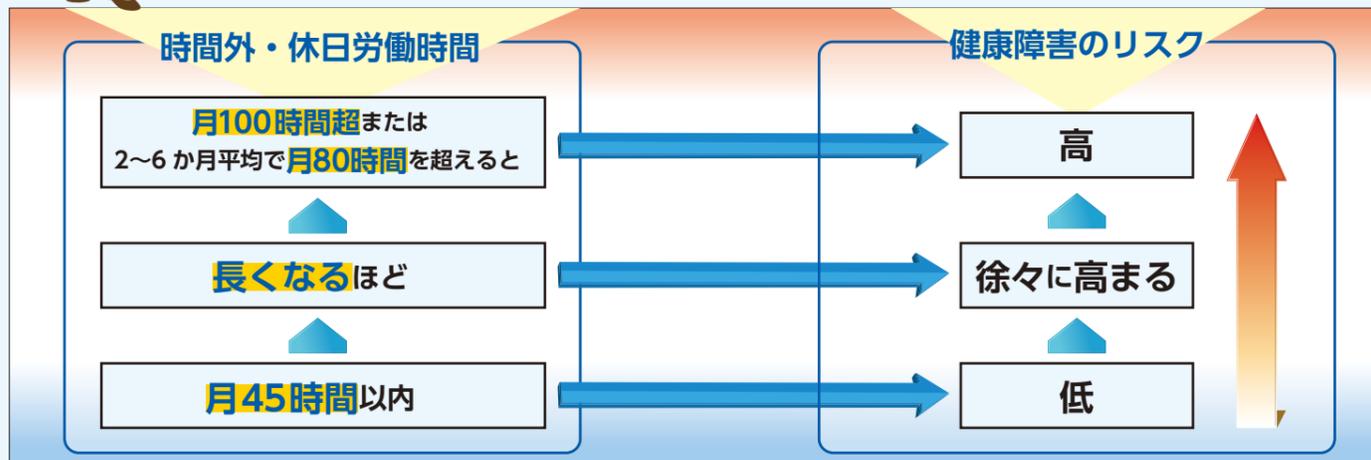


## 労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患等に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

## 過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



(上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握<sup>※1</sup>し、次の措置を講じましょう。

## 過重労働による健康障害を防止するために<sup>※2</sup>

- ①時間外・休日労働時間を削減しましょう。
  - 36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）で定める延長時間は、限度基準<sup>※3</sup>に適合したものとする必要があります。
  - 特別条項付き協定<sup>※4</sup>により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
  - 休日労働についても削減に努めましょう。
- ②年次有給休暇の取得を促進しましょう。
  - 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。
- ③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。
  - 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
  - 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

## 賃金不払残業を解消するために<sup>※5</sup>

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月、厚生労働省）  
 ※2 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成18年3月、厚生労働省）  
 ※3 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省告示第154号）  
 ※4 臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1年の半分を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。  
 ※5 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月、厚生労働省）

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

平成28年11月6日(日) **休日電話相談** ▶ **0120-794-713** フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業 にご相談ください。

## 厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

- 1 労使の主体的な取組を促します。**  
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。
- 2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。**  
都道府県労働局長が管内の主要な企業の本社等を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。
- 3 重点監督を実施します。**
  - ①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、
  - ②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。
- 4 電話相談を実施します。**  
「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。  
実施日時：平成28年11月6日(日) 9:00～17:00 フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業 **0120-794-713**

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日 8:30～17:15）

労働条件相談ほっとライン フリーダイヤル はい！ろどう **0120-811-610**（月・火・木・金 17:00～22:00、土・日 10:00～17:00）

労働基準関係情報メール窓口（情報提供）

- 5 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。**  
企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月にかけて、全都道府県で計60回、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

【専用ホームページ】 <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>



大阪  
会場

過労死をゼロにし、  
健康で充実して  
働き続けることのできる社会へ

参加  
無料

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過 労 死 等 防 止 対 策  
推 進 シ ン ポ ジ ウ ム

日時

平成28年11月11日(金)

14:00~16:45 (受付13:30~)

会場

コングレコンベンションセンター ルーム1.2.3

(大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 北館 B2F)

[定員] 250名

主催:厚生労働省

後援:大阪府

協力:過労死防止大阪センター、大阪過労死を考える家族の会、大阪過労死問題連絡会

# 大阪会場

# 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

## プログラム

[基調講演]「職場のメンタルヘルスの現状と、改善への方策について」 天笠 崇 氏(代々木病院精神科医師)

[報告 1]「過労死防止法施行から2年」 岩城 穰 氏(過労死防止全国センター事務局長)

[報告 2]「過労死防止に向けた大阪労働局の取組」  
前村 充 氏(大阪労働局 労働基準部 監督課長)

[過労死問題をテーマにした落語]  
「エンマの涙」 桂 福車

[過労死遺族の報告] 過労死を考える家族の会



### 桂 福車

【プロフィール】

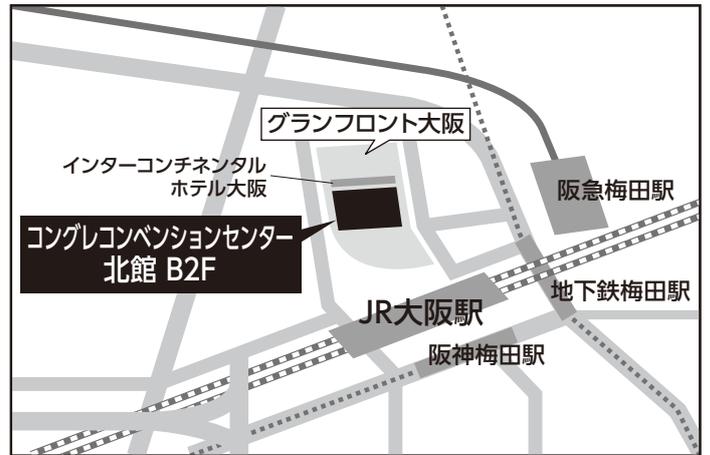
1961年生まれ、大阪出身。  
大阪府立清水谷高校卒。  
1983年に22歳で桂福団  
治に入門。古典落語はもと  
より社会派落語では上方  
落語界きっての巧者。

## 会場のご案内

### コングレコンベンションセンター ルーム1.2.3

(大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 北館 B2F)

- ・JR「大阪駅」より徒歩3分
- 地下鉄御堂筋線「梅田駅」より徒歩3分
- 阪急「梅田駅」より徒歩3分



## 参加申込について

- 会場の都合上、事前の申し込みをお願いします。  
(定員に満たない場合は、当日参加も可能です)
- 申し込みはWeb又はFAXをお願いします。
- 参加証は発行いたしません。そのまま当日お越しください。

Webからの申し込み: 下記ホームページをご覧ください、申し込みをお願いいたします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

FAXでの申し込み: 以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。

**FAX 番号 052-915-1523**

株式会社プロセスユニーク  
過労死等防止対策推進シンポジウム 受付窓口 行

※ 氏名等をご記入いただき、該当する□に✓を入れてください。

## 過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

ふりがな		参加の状況	<input type="checkbox"/> 今回初めて参加する
お名前			<input type="checkbox"/> 昨年も参加した
企業団体名			

個人として参加される方は、次の該当する□に✓をお願いいたします。

- 自営業    パート・アルバイト    主婦    学生    無職  
 教職員    弁護士    社会保険労務士    その他 [   ]

※申し込みいただいた個人情報は、主催者が適正に管理し、シンポジウム運営のみに使用いたします。

(お問い合わせ先) 株式会社プロセスユニーク 電話: 052-934-7202 E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

# 過重労働解消のためのセミナー

ワーク・ライフ・バランスで社員もイキイキ

させてみませんか？

業績をアップ



過重労働  
解消の取組み  
事例を紹介！

全国47  
都道府県  
で開催！

減らして

残業時間を

過重労働の解消を図るためには、各企業において自主的に、「長時間労働の削減」「労働時間管理」「健康障害防止対策」といった取組みを進めることが重要です。本セミナーでは、労働基準法を中心とした過重労働防止対策に必要な知識やノウハウについて、実際に取り組める事例の紹介などを盛り込み、詳しく解説します。

参加費  
無料

各回定員  
100名  
事前予約制  
(先着順)

受講対象者 事業主の方、企業の人事労務担当責任者の方など

内容 過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、取組事例の紹介など

カリキュラム	項目	プログラム【150分程度を予定しています】
開始	セミナー概要、配布資料の確認	開講の挨拶・講師紹介
講義	チェックシートによる自社分析	セミナーの中で、過重労働防止対策のポイントを効果的に学ぶように、自社の「過重労働状況」を分析
	(1)「過重労働」の現状と企業経営に与える影響	脳・心臓疾患、精神障害の労災補償状況から見る、過重労働の現状を説明 過重労働防止対策に取り組まない場合に、どのような影響があるかを紹介・解説
	(2) 過重労働防止対策に必要な知識	「労働基準法」「労働安全衛生法」「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」等、 過重労働防止対策に取り組む上で、事業主及び人事労務担当者が知っておくべき法令等を紹介・解説
	(3) 陥りがちな違法行為	典型的な違法事例である①「違法な時間外労働」②「賃金不払残業」などの身近な問題や、 ③「過重労働による健康障害防止措置の不実施」などを紹介・解説
	(4) 事業主等に求められる措置	過重労働防止対策に取り組む上で、事業主と人事労務担当者に求められる措置を解説
	(5) 過重労働に関する改善取組事例の紹介	過重労働防止に向けた取組事例の紹介・解説
まとめ		総括・アンケートの記入および回収



セミナーでは、過重労働解消の  
取組み事例を紹介します。

企業がどのように課題解決を行なったのか、そのプロセスや改善後の状況、業績に与える影響などについて、テキストには記載されていない具体的取り組みの例を講師がご紹介いたします。奮ってご参加下さい！

申込方法

本紙裏面のFAX申込書  
FAX 03-5913-6409

受付後メールまたは電話でご連絡差し上げます。

専用webサイトへ

LEC 過重労働解消



※お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。無断で第三者に提供することはありません。

お問い合わせは 委託運営: **LEC東京リーガルマインド** 過重労働解消セミナー運営事務局 担当 桑田・早川

〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10 アーバンネット中野ビル TEL:03-5913-6033(平日9時~18時) FAX:03-5913-6409

E-mail: kaju-seminar@lec-jp.com 専用HP: <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

DV1606068

# 開催会場一覧

開催時間:14時00分～16時30分(全会場共通)

開催都市名	開催日	会場
北海道	札幌市	11/9(水) 北海道建設会館(大会議室)
青森県	八戸市	11/17(木) ユートリー(8F多目的中ホール)
岩手県	盛岡市	11/9(水) 大通会館リリオ(加チャーム)
宮城県	仙台市	11/25(金) 仙都會館(5階B)
秋田県	秋田市	9/30(金) 秋田県民会館ジョイナス(大研修室)
山形県	山形市	10/13(木) 山形生涯学習センター(第1研修室)
福島県	福島市	9/13(火) コラッセ福島(401)
茨城県	水戸市	10/20(木) 茨城県立県民文化センター(集会室8号)
群馬県	前橋市	10/7(金) 前橋テルサ(9Fつつじの間)
栃木県	宇都宮市	11/18(金) 栃木県産業会館(第1中会議室)
埼玉県	さいたま市	10/5(水) 大宮ソニックシティ(906)
		11/10(木) 大宮ソニックシティ(906)
千葉県	千葉市	11/2(水) 千葉商工会議所(研修室A)
東京都	新宿区	9/2(金) LEC 新宿エルタワー本校(1810教室)
	新宿区	9/16(金) LEC 新宿エルタワー本校(1810教室)
	千代田区	10/12(水) LEC 水道橋本校(161教室)
	千代田区	10/18(火) LEC 水道橋本校(161教室)
	新宿区	10/28(金) LEC 新宿エルタワー本校(1810教室)
	千代田区	11/11(金) LEC 水道橋本校(161教室)
	新宿区	11/22(火) LEC 新宿エルタワー本校(1810教室)
	千代田区	11/30(水) LEC 水道橋本校(161教室)
神奈川県	横浜市	9/9(金) 神奈川県中小企業共済会館(601～603)
		9/30(金) 神奈川県中小企業共済会館(601～603)
新潟県	新潟市	11/2(水) コープシティ花園(会議室A・B)
富山県	富山市	10/4(火) 富山市民プラザ(マルチスタジオ)
石川県	金沢市	11/29(火) 石川県女性センター(大会議室)
福井県	福井市	9/29(木) 福井県中小企業産業大学校(特別教室)
山梨県	甲府市	10/14(金) コラニー文化ホール(会議室)
長野県	長野市	11/25(金) JA長野県ビル(12B会議室)
岐阜県	岐阜市	11/16(水) ワークプラザ岐阜(大会議室)

開催都市名	開催日	会場
静岡県	静岡市	11/11(金) 静岡市産学交流センター(大会議室)
愛知県	名古屋市	9/2(金) 名古屋能楽堂(会議室)
		10/21(金) 名古屋能楽堂(会議室)
		11/10(木) 名古屋能楽堂(会議室)
三重県	津市	11/18(金) 三重県教育文化会館(大会議室)
滋賀県	彦根市	10/27(木) 彦根勤労福祉会館(大ホール)
京都府	京都市	9/9(金) LEC 京都駅前本校(132教室)
大阪府	大阪市	9/29(木) エル・大阪(708)
		10/19(水) エル・大阪(606)
		11/30(水) エル・大阪(606)
兵庫県	神戸市	10/14(金) 神戸市教育会館(501)
奈良県	奈良市	9/21(水) エルトピア奈良(大会議室A・B)
和歌山県	和歌山市	10/7(金) 和歌山商工会議所(大ホール)
鳥取県	鳥取市	10/14(金) 鳥取県立生涯学習センター(講義室)
島根県	松江市	11/11(金) 松江テルサ(中会議室)
岡山県	岡山市	11/22(火) おかやまコープ(オルガホール)
広島県	広島市	9/30(金) 広島県産業技術交流センター(第1・2研修室)
山口県	山口市	11/25(金) 山口県教育会館(第2研修室)
徳島県	徳島市	11/18(金) とくぎんトモニプラザ(会議室2)
香川県	高松市	10/20(木) レクザムホール(大会議室)
愛媛県	松山市	9/9(金) ひめぎんホール(第6会議室)
高知県	高知市	10/28(金) 高知県立県民文化ホール(第6多目的室)
福岡県	福岡市	10/21(金) 福岡商工会議所(402～404教室)
佐賀県	佐賀市	10/27(木) 佐賀市文化会館(大会議室)
長崎県	長崎市	10/12(水) 長崎県立長崎図書館(議堂)
熊本県	熊本市	11/22(火) くまもと県民交流館パレア(会議室1)
大分県	大分市	11/17(木) 大分県中小企業会館(大会議室)
宮崎県	宮崎市	11/7(月) JA・AZMホール別館(202)
鹿児島県	鹿児島市	11/9(水) サンプラザ天文館(2階ホール)
沖縄県	那覇市	10/26(水) 沖縄青年会館(2階 梯梧の間)

## 過重労働解消のためのセミナー参加申込書

FAX. 03-5913-6409

参加希望日	月 日	会場名			
フリガナ		フリガナ			
氏名		企業・団体名	参加希望人数	名	
業種		企業規模	10名未満	10～49名	50～99名
			100～299名	300名以上	
			※いずれかを○で囲む		
電話	- -	e-mail	@		